

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第 25 号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市西京極総合運動公園について、これまで、市民のスポーツ施設の利用機会の拡大を図るため、供用期間を延長するとともに、障害のある方等の社会参加の促進を図るため、補助競技場、プール兼アイススケートリンク、アーチェリー場及びフィットネスルームの部分利用の利用料金を免除し、また、学校教育における利用の促進を図るため、アイススケートリンクの利用料金を減免する運用を行ってきましたが、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現するために、次のとおり京都市西京極総合運動公園条例を改正することとしました。

1 供用期間の延長

		現 行	改 正 後
区 分		供 用 し な い 日	供 用 し な い 日
陸上競技場兼水球場、 補助競技場、野球場、 室内野球練習場		1月1日から同月3日まで及び1 2月28日から同月31日まで	1月1日から同月3日まで及び1 2月29日から同月31日まで
プ ー ル 兼 ア イ ス ス ケ ー ト リ ン ク	メインプ ール及び飛び 込みプール (アイスス ケートリン クとして供 用する場合 を除く。)	7月及び8月の火曜日を除く火曜 日(当該火曜日が国民の祝日に関す る法律に規定する休日(以下「休日」 という。)に当たるときは、その日 後最初に到来する休日でない日)並 びに1月1日から4月30日まで 及び11月1日から12月31日 まで	7月及び8月の火曜日を除く火曜 日(当該火曜日が国民の祝日に関す る法律に規定する休日(以下「休日」 という。)に当たるときは、その日 後最初に到来する休日でない日)並 びに1月1日から4月30日まで 及び11月1日から12月31日 まで
	サブプール	7月及び8月の火曜日を除く火曜 日(当該火曜日が休日に当たるとき は、その日後最初に到来する休日で ない日)並びに1月1日から同月4 日まで及び12月27日から同月 31日まで	7月及び8月の火曜日を除く火曜 日(当該火曜日が休日に当たるとき は、その日後最初に到来する休日で ない日)並びに1月1日から同月3 日まで及び12月29日から同月 31日まで

	アイススケートリンク (プールとして供用する場合を除く。)	火曜日(火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで、5月1日から10月31日まで及び12月27日から同月31日まで	火曜日(火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月3日まで、5月1日から10月31日まで及び12月29日から同月31日まで
アーチェリー場、フィットネスルーム及び駐車場		7月及び8月の火曜日を除く火曜日(当該火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで	7月及び8月の火曜日を除く火曜日(当該火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 利用料金を徴収しない場合の設定(学齢に達しない者及び障害のある方等)

学齢に達しない者が、補助競技場及びプール兼アイススケートリンクを部分利用する場合並びに、障害のある方等が、補助競技場、プール兼アイススケートリンク、アーチェリー場及びフィットネスルームを部分利用する場合に利用料金を徴収しないことを定める。

現 行	改 正 後
<p>(利用料金等)</p> <p>第6条 運動公園の施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)及び駐車場を利用する者(自動二輪車以外の自動車を駐車させる者に限る。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金(売店設備及び構内地に係るものを除く。)は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第6条 運動公園の施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)及び駐車場を利用する者(自動二輪車以外の自動車を駐車させる者に限る。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。<u>ただし、次条第1項の回数券又は前払式利用券により運動公園の施設を利用する者については、この限りでない。</u></p> <p>2 同左</p> <p>(中略)</p>

5 第1項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、補助競技場及びプール兼アイススケートリンクの利用料金（部分利用に係るものに限る。）を徴収しない。

6 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助競技場、プール兼アイススケートリンク、アーチェリー場及びフィットネスルームの利用料金（部分利用に係るものに限る。）を徴収しない。

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者

(5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

(6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷

	<p><u>病の程度に照らして必要があると認める場合を除き，身体障害者等1人につき1人に限る。）</u></p> <p>(以下略)</p>
--	---

3 利用料金を減額及び徴収しない場合の設定（学校教育のためのアイススケートリンク部分利用）

児童又は生徒が，プール兼アイススケートリンクをアイススケートリンクとして部分利用する場合の利用料金について，以下のいずれにも該当する場合，上限額の2分の1に相当する額とすることを定める。

なお，児童又は生徒の引率者については，当該部分利用に係る利用料金を徴収しない。

ア アイススケートリンクの部分利用

イ 本市の区域内に存する小学校，中学校，高等学校（中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部，専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。）又は高等専門学校による学校教育のための利用

ウ 日曜日，土曜日及び休日並びに1月4日から同月7日まで及び12月21日から同月28日まで以外の日の利用

この条例は，平成25年11月11日から施行します。

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第25号

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例

京都市西京極総合運動公園条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次条第1項の回数券又は前払式利用券により運動公園の施設を利用する者については、この限りでない。

第6条第5項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 第1項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、補助競技場及びプール兼アイススケートリンクの利用料金（部分利用に係るものに限る。）を徴収しない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助競技場、プール兼アイススケートリンク、アーチェリー場及びフィットネスルームの利用料金（部分利用に係るものに限る。）を徴収しない。
 - (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
 - (5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
 - (6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

別表第1供用しない日の欄中「12月28日」を「12月29日」に、「同月4日」を「同月3日」に、「12月27日」を「12月29日」に改める。

別表第2備考4中「、学齢に達しない者」を削り、同備考7を削り、同備考中8を7とし、9を8とし、同備考10中「利用料金」の右に「の上限額」を加え、同備考10を同

備考9とし、同備考11中「利用料金」の右に「の上限額」を加え、同備考11を同備考10とし、同備考12中「つど」を「都度」に改め、同備考12を同備考11とし、同備考13中「利用料金」の右に「の上限額」を加え、同備考13を同備考12とし、同備考12の次に次のように加える。

13 次のいずれにも該当する場合における児童又は生徒の利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、プール兼アイススケートリンクをアイススケートリンクとして供用する場合の部分利用に係る利用料金の上限額の2分の1に相当する額とする。この場合において、児童又は生徒の引率者については、当該部分利用に係る利用料金を徴収しない。

- (1) アイススケートリンクの部分利用であること。
- (2) 本市の区域内に存する小学校、中学校、高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。）又は高等専門学校による学校教育のための利用であること。
- (3) 日曜日等並びに1月4日から同月7日まで及び12月21日から同月28日まで以外の日に利用すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（文化市民局市民スポーツ振興室）